

アイスランドでの火山の噴火に伴う空港閉鎖・航空便欠航時の 海外旅行保険の取扱いについて

株式会社損害保険ジャパン

アイスランドでの火山の噴火に伴う、当社海外旅行保険の取扱いについてお知らせいたします。
(2010年4月20日現在)

1. 保険責任の終期の自動延長について

お客さまが、保険期間の末日までに帰国予定であったにもかかわらず、空港閉鎖等により帰国できない場合は、帰国が可能となるまでの時間について、保険責任の終期を自動延長します。この自動延長に伴う手続きおよび追加保険料は不要です。

(ご注意) 空港閉鎖の解除後、手配可能な最初の航空機により通常経路で帰宅する場合があります。それ以外の場合は自動延長が適用されませんので、延長手続きが必要です。

2. 保険金のお支払いについて

特約の種類	保険金のお支払い
・ 旅行変更費用補償特約	アイスランドでの火山の噴火により、日本から出国を中止または現地から中途帰国された場合に支出された費用(取消料、違約料等および渡航手続費)は、保険金のお支払い対象になります。 (注1) 4月14日に火山噴火が発生しているため、保険料領収日または契約日が4月15日以降の場合は、この火山噴火の影響により支出された費用であっても保険金のお支払対象外になります。 (注2) インターネットでご契約いただく新・海外旅行保険【off!】につきましては、旅行変更費用補償特約はセットされていません。
・ 旅行中の事故による緊急費用補償特約 ・ 航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約 ・ 航空機遅延費用等補償特約	アイスランドでの火山の噴火により発生した費用は、保険金のお支払い対象になりません。

本件に関するお問い合わせは、取扱代理店または損保ジャパン(※)までご連絡ください。

(※) 現在該当地域にご旅行中の方は、ポケットガイドに掲載の「損保ジャパン・海外メディカルヘルプライン」または「損保ジャパン・海外ホットライン」までご連絡ください。

以上